

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ社会資本整備審議会 建築分科会
建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会
合同会議（第9回）

平成28年12月9日

日時 平成28年12月9日（金）10：00～11：16

場所 経済産業省別館944共用会議室

1. 開会

（事務局） それでは、定刻になりましたので、第9回合同会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

また、カメラ撮りは、議事が始まる前までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料及び議事内容は、委員のお名前を伏せた上で、経済産業省と国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元でございます議事次第の裏面の配付資料一覧と、配付資料に相違がないかご確認いただければと存じます。なおこのほか、A4の1枚もので、3枚ほど最後に別の資料をおつけしてございますので、あわせてご確認ください。もし不足等ございましたら、挙手いただき事務局までお伝えください。

前回の合同会議以降、委員の変更がございますので、新たに委員に任命された方のご紹介をさせていただきます。

（事務局） 事務局の〇〇です。私のほうから初めに建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの委員のご紹介をさせていただきます。

資料1-1にございますけれども、座長は〇〇先生、委員の方は〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生です。〇〇先生につきましては、今回から新たにご就任いただいております。よろしくお願いいたします。

（事務局） 続きまして、省エネルギー判断基準等小委員会の委員の中で、今回ご異動のございました委員をご紹介させていただきます。

〇〇委員でございます。

(〇〇委員) 〇〇でございます。よろしくお願いします。

(事務局) 本日はご欠席のご連絡をいただいておりますが、〇〇委員でございます。

また、本日、建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの〇〇委員、〇〇委員及び省エネルギー判断基準等小委員会の〇〇委員、〇〇委員からもご欠席のご連絡をいただいております。

それでは議事に入ります前に、〇〇からご挨拶申し上げます。

(事務局) 事務局の〇〇でございます。今日はお寒い中、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。委員の皆様方には日ごろより住宅・建築の省エネルギー行政に大変ご理解、ご支援をいただきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

本合同会議でございますが、第9回ということでございます。実際には昨年の通常国会で建築物省エネ法が制定され、公布されて以降、本格的に建築物省エネ法に基づく各種基準についてのご審議を賜ってきたわけでございます。

昨年は8月から11月にかけて、3回にわたりまして基準の審議をいただきました。ご審議をいただいた内容を踏まえまして、私どもでも関係の政令、省令、告示というものを順次制定させていただきました。

具体的に言いますと、エネルギー消費性能基準、これはいわゆる省エネ基準と言われているものです。それからインセンティブの対象になる誘導基準、この2つが大きいものでございますけれども、公布させていただきました。

今年の去る4月からは、法律に基づく誘導措置が既に施行しております。後ほどその状況はご報告させていただきたいと思いますが、1つは省エネルギー性能の表示制度でございます。いわゆるラベリング制度、これにつきましても〇〇先生の委員会でご指導いただきまして、そのラベリングの形がまとまりましたので、それを制定させていただき、4月から運用を開始してございます。

それと、誘導基準に適合した建築物の容積率の特例制度、これは行政庁が認めることによって容積率特例を許容していくという制度でございますが、これも制度は4月からスタートしております。

残りますのが規制措置ということでございまして、これは来年の4月からスタートさせようということで、現在、準備を進めてございます。具体的に言いますと、今回この法律で初めて導入されます省エネ基準への適合の義務化、これは大規模な住宅以外の建物を対象にするということで既にご説明してございますが、それがスタートいたします。

また、従来から省エネ法の中に位置づけておりました300㎡以上の延べ面積を持つ建物の届出制

度、それからいわゆる住宅トップランナー制度、こうしたものについても新しく建築物省エネ法の規定として4月からスタートする、バトンタッチをしていくということになるわけでございます。既に政令を制定してございまして、来年の4月が施行日ということが確定しております。現在その最後の準備を進めている、追い込みがまさに今ということになります。

本日の会議で、何をご審議いただくのかということなんですが、住宅トップランナー制度の基準であります住宅事業建築主基準というものであります。この成案を取りまとめていただくとともに、規制措置に係る政令の内容について、これはご報告させていただきます。

こう言いますとトップランナーの基準については昨年議論したのではないかと、どこかで見たことがあるなということをご記憶かもしれませんけれども、まさにそのとおりでございまして、昨年、省エネ基準や誘導基準とあわせまして、実はトップランナー基準についてもご審議をいただいております。

しかしながら、これについては告示の制定が現在の時点からということで、そのスケジュールを分けておりましたので、改めてもう一度おさらいの意味でご覧いただきまして、これを成案にするという手続をとらせていただきたいということになります。ここでご理解をいただいたものについて、私どものほうで告示にまとめまして、これを制定し、4月の施行に間に合わせるように周知をしていきたいと、こういうわけでございます。

本日は、法律の円滑な施行に向けまして、報告事項についてもご意見をいただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局) では、カメラ撮りはここまでとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

(カメラ 退室)

(事務局) それでは〇〇議長、以降の議事の進行をお願ひいたします。

2. ①建築物省エネ法に基づく住宅事業建築主基準（住宅トップランナー基準）について

(議長) 皆さん、おはようございます。年末のお忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議事は、今、〇〇からも少しご説明がございましたように、「建築物省エネ法に基づく住宅事業建築主基準について」、それから「建築物省エネ法の規制措置に係る政令等の内容について」の報告、「その他」でございます。

まず、建築物省エネ法に基づく住宅事業建築主基準について、事務局より説明をお願ひいたし

ます。

(事務局) それではまず資料2をご覧ください。建築物省エネ法の施行スケジュールについてご説明申し上げますとともに、本日ご審議いただく内容につきまして、改めて確認をさせていただければと存じます。

資料2の下のほうにございますが、基準省令・基準告示について、昨年も3回の審議会を開催させていただきましてご審議をいただいたところでございます。その中でもエネルギー消費性能基準、いわゆる省エネ基準と、それから誘導基準につきましては、既にパブリックコメントを経まして告示をし、さらに今年の4月より施行させていただいているところでございます。

また、住宅事業建築主基準につきましても、昨年もこの場でご議論をいただいたわけですが、こちらにつきましてはまだ成案を得るには至っておらず、今年の10月から11月にかけてパブリックコメントもさせていただきましたので、その結果も含めまして、本日改めてご確認をいただきまして、その上で公布、施行という手続をとってまいりたいというふうに考えてございます。

それでは住宅事業建築主基準につきまして、次の資料3で説明をさせていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。住宅事業建築主に対する措置、いわゆる住宅トップランナー制度でございますが、資料の上でございますように、住宅の建築を業として行う建築主、いわゆる住宅事業建築主に対しまして、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上のための目標を定めるというものでございます。

その上で、年間150戸以上供給する事業者につきましては、この目標年度におきまして目標の達成状況が不十分であるなど、相当程度努力をしていただく必要があると認める場合には、必要に応じまして勧告をさせていただき、場合によってはさらに命令とかということができるという仕組みになってございます。

続きまして2ページでございますが、これが今般定めさせていただこうと考えております基準の内容でございます。右肩に書いてございますように、昨年この会議に配付させていただきました資料について、その実績等について時点更新をさせていただいたものでございます。

まず上のほうにございますが、現行の基準は、「③水準」のところでございますように、平成20年の標準的な住宅の一次エネルギー消費量に比ばまして10%の削減を求めるという内容になってございます。それから、「④達成状況」にございますように、ほとんどの事業者が既にこの水準については達成をされているという状況になってございます。

続きまして資料の中ほどからでございますが、今回定めさせていただこうと考えております基準の中身でございます。

まず次の目標年度といたしまして、平成32年度を考えてございます。それから評価の方法は、平成28年の省エネ基準プログラムに基づく一次エネルギー消費量の評価方法とさせていただきます。水準案といたしまして、一次エネルギー消費量につきましては、平成20年の標準的な住宅に比べますとおおむね20%の削減、これを現時点の省エネの基準に比べますと15%の削減ということになります。

あわせて、その下にございますように、外皮につきましても平成20年の外皮基準相当を満たしていただくということを内容とするものでございます。

中身につきましては、昨年この場でご議論させていただいたものと全く同様となっております。

それからページをおめくりいただきまして3ページ目も、昨年配付させていただきました資料と同様でございますが、具体的に新しい基準を満たすような仕様の例を並べさせていただいたものでございます。

続きまして4ページでございますが、パブリックコメントの結果をまとめてございます。

今年の10月21日～11月20日にかけて1カ月間パブリックコメントをさせていただきました。結果として下のほうに書いてございますが、この住宅事業建築主基準につきましては、全く意見が出なかったという状況でございます。

そのほか同時にパブコメをやらせていただきました政令・省令につきましては、幾つかのご意見を頂戴したところでございますが、この基準につきましては特段ご意見はなかったということをご報告させていただきます。

以下、参考資料をおつけしてございます。

それから資料4につきましては、今の住宅事業建築主基準を書き下したものでございます。

説明は以上でございます。

(議長) ありがとうございます。

それでは今のご説明内容につきまして、ご発言があればお願いいたします。

いかがでしょうか。パブリックコメントで何も出なかったというのが信じられないような話でございますけれども。

じゃ、どうぞ。

(〇〇委員) 〇〇です。パブリックコメントも特段意見が出なかったんで、このトップランナー制度にひっかかる方々は、このあたりであれば頑張ろうかということを思っていたんだと思います。この法律はこの基準でいいかと思いますが、ここから5年間というか、5年後の姿をもうちょっとうまく世の中に、あるいは彼らに示していただけないかと考えています。5年

後の次の議論をどうするかというところも意識していただければと思います。

と申しますのは、やっぱりこの平成28年の基準から15%削減というのは、今、世の中に出ている中で一番厳しい基準になっていて、それを5年後に達成せよというのは厳しい目標だと思います。誘導基準より上となる目標を導いているので、5年たったところで誘導基準はそれよりまだ下なのかとか、同じなのか、上なのかというところで次のフェーズがまた変わってくると思いますし、そこまでに達成する道筋というのも変わってくると思います。現時点で半分ぐらいの業者がこのレベルを達成しているとも思われますが、それは非常に余力のあるところで、まだ150戸から1,000、2,000ぐらいしかやっていないところにとっては非常にハードルが高いところだと思います。

したがって、この5年で達成していただくというんじゃなくて、誘導基準と合わせて次の水準をどう導いていくか、あるいは5年たった後どうするかというところを議論し、考えながら、この5年間運用していただけるとありがたいというふうに思いました。コメントです。

(議長) 何か今のコメントに対して。

(事務局) はい。この先のフェーズにつきましては、引き続き検討させていただきまして、また先生方のご意見も頂戴しながら中身を詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

(議長) じゃ、はい。

(〇〇委員) 〇〇でございます。短く発言させていただきたいんですけども、この間、ZEHのロードマップの検討等、経済産業省・資源エネルギー庁でやってきたわけですけども、2020年までに標準的な新築戸建住宅でZEHを実現するというので、そこでハウスメーカーさん、工務店さん等がつくる新築住宅、過半をZEHにしようということで皆さん意気投合しているわけございまして、そのあらわれがパブコメの何もなかったということかなと思っていますので、この勢いを削ぐことのないように、〇〇先生のご意見も踏まえてぜひ進めていただければと思っています。

(議長) ありがとうございます。特に事務局からないですね。

ほかに何か。じゃ、〇〇委員お願いします。

(〇〇委員) ありがとうございます。建築事業者の皆様にとりましては、ZEHの議論もあるということで非常に認知されている新しいトップランナー制度かと思いますが、やはりこれを購入される消費者の皆様にも認識をしていただく。これは購入される消費者の皆様、あるいは利用される方々にとっても、今後、運用上でエネルギー消費が少なく済み、そしてエネルギーに対しての支払いが少なく済み、そして快適であるということで、やはりこれの価値を認識して

いただいて購入いただくということも大切かと思しますので、その部分でのわかりやすい資料での広報というのを今後も引き続き心がけていただきたいと思います。

お願いいたします。

(議長) ほかございますか。よろしいですか。

事務局側から何か今の〇〇委員の回答について、コメントがございましたらどうぞ。

(事務局) 今まさにご指摘頂戴いたしましたように、消費者とか住宅の購入者につきましてはの普及・周知徹底というのは非常に大切なことですので、今後とも関係する業界の皆様方とも連携しながら普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

(議長) ありがとうございます。

それじゃ、ご意見がもうないということですので、住宅事業建築主基準につきましては、昨年度の合同会議で審議した案に関しパブリックコメントにおいて意見がなかったとのことですので、この案のとおりにしたいと思いますが、ご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(議長) よろしいですか。ありがとうございます。

それでは今後、国土交通省、経済産業省において、所要の経路を経た上で省令として決定していただければと思います。

②建築物省エネ法の規制措置に係る政令等の内容について（報告）

③適合性判定等に係る手続の運用について

(議長) それでは引き続き、事務局から建築物省エネ法の規制措置に係る政令等の内容と、適合性判定等に係る手続の運用についてご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは続きまして資料5と資料6に沿って説明をさせていただきます。

まず資料5をご覧ください。これは建築物省エネ法の規制措置に関する政令等の中身についてまとめたものでございます。

まず1ページ、建築物省エネ法の概要についてご覧ください。資料の中ほど規制措置とあり、紫の枠で大きく囲ってございます。この部分につきまして、平成29年4月1日から施行させていただくこととしてございます。

それから黄色で3カ所ほど書いてございますが、それぞれ規制の対象となる建築物の規模や戸数というものを政令で決めさせていただいております。省エネ基準への適合義務を義務付ける対象といたしましては、面積で2,000㎡、それから届け出の対象としては300㎡、さらに今ほどご議論いただきましたいわゆる住宅トップランナー制度につきましては年間150戸以上ということに

なってございます。

続きまして2ページでございますが、これは現在の省エネ法と建築物省エネ法におけます措置の内容を建物の規模に応じて整理したものでございますが、大規模建築物につきましては、従来より2,000㎡以上について届出義務で著しく不十分な場合は指示・命令ということで運用してまいりました。このうち非住宅、住宅以外のものについては適合義務といたしまして、建築確認手続に連動させることといたしております。

また、届出の対象ということで、これも従来より300㎡以上ということで運用してまいりましたが、引き続き300㎡以上の建物、住宅については300㎡以上、非住宅については300㎡～2,000㎡のものにつきまして、届け出義務の対象とさせていただきます。その上で省エネ基準に適合せず、必要と認める場合には、指示・命令をさせていただくということで、300～2,000㎡につきましては従来の勧告より若干強化をさせていただいているところでございます。

小規模建築物につきましては、基本的に努力義務ということになってはございますが、住宅トップランナー制度の対象となる年間150戸以上の建売戸建住宅を供給される事業者につきましては、必要と認める場合には勧告・命令等の措置が講じられるということになってございます。

続きまして3ページをご覧ください。これは来年4月1日の法の施行期日前後での適合義務の取り扱いについてまとめたものでございます。

まず適合義務の対象ということで、一番上の欄でございますが、4月1日以降に確認申請を出されるものについては、適合義務の対象とさせていただいております。その下でございますが、それとは逆に確認申請等を3月31日以前にお出しいただいたものについては、これは適合義務の対象外、従来どおり届け出の対象となっております。さらに3月31日以前に従来どおり届け出を出していただいたものにつきましても適合義務の対象外と整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして4ページでございますが、先ほどこの基準適合義務の対象につきましては、床面積で2,000㎡以上の非住宅と申し上げました。この2,000㎡以上の考え方でございますが、①のところに記載してあります。資料の中に写真もございますが、例えば1階部分がピロティ形式になっているなど、高い開放性を有する部分につきましては、建築物の面積の算定上は床面積としてカウントすることもございますが、開放性の高い部分についてまで省エネ措置を求めるとい必要はございませんので、高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積が2,000㎡以上となるものについて適合義務の対象ということにさせていただくこととしてございます。

それから下のほう、3番目で書いてございますが、一般的に空調設備などを用いない用途の建築物、そこに例として畜舎と自動車車庫を挙げてございますが、こういった用途の建築物につい

ては、そもそも規制の対象外とさせていただいております。

次のページ、5ページでございますが、先ほど申し上げました届出義務の対象は300㎡以上ということにさせていただいております。それから下のほうでございますが、トップランナー制度の対象、これにつきましては、従来同様、年間150戸以上の戸建の建売住宅を供給される方としてございます。

それから次の6ページでございますが、今度は規制措置となる非住宅の建築物につきまして、増改築の取り扱いをどうするかということをもとめたものでございます。

増改築をする場合にも、一定の場合には省エネ基準への適合義務を課させていただいておりますが、従来からあります既存の部分に対しまして、増改築をする部分が極めて限定的な場合までこの規制の対象といたしますと、相当程度、既存部分に手を入れなきゃいけないなど非常に負担が重くなる場合もございますので、一定程度大規模な増改築をやる場合に限定させていただこうと考えてございます。

右上のほうに絵がございますが、そこで見ただけでするように、この増改築後の延べ面積に対しまして、増改築した部分がどれぐらいの割合になるかということで、この増改築の割合が1/2を超えるようなものについて、対象とするということにしております。

下の表にまとめてございますように、増改築する部分の面積が300㎡以上ございまして、増改築した後で延べ面積が2,000㎡以上になるもの、さらに増改築の割合がこの1/2を超えるようなものにつきまして、基準適合義務の対象とさせていただきまして、1/2以下のものにつきましては、こういったものを特定増改築と呼んでおりますが、従来どおり届出義務の対象とさせていただくということで考えております。

続きまして、資料6でこの適合性判定等に関します手続の運用につきまして、何点かご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず1ページをご覧ください。適合義務対象となる建築物に関します手続の流れをまとめてございます。まず真ん中が建築主における対応でございまして、通常、建物を建てる時の流れでございますが、まず建築主は建築確認の申請を、建築主事か、あるいは指定確認検査機関にお出しいただくことになります。そこで確認検査を受けまして、ちゃんと法令に適合しているということが確認されれば確認済証を受け取っていただき、これを受け取ると工事に着工することができます。

その後、工事を進めていただき、必要に応じまして計画の中身が変わるということもあろうかと思いますが、工事が完了した後で、完了検査の申請をしていただきます。完了検査を受けて、ちゃんと設計図書のとおり建物がつくられているということの確認を受けましたら、検査済証

が交付されますので、これを受け取って初めて建物の使用開始ができるという流れになってございます。

ここに今回、黄色に赤字で書いてございます手続が付加されるわけでございますが、建築申請とほぼ同じタイミングで、省エネ性能確保計画を、今度は所管行政庁か、あるいは登録省エネ判定機関にご提出をいただきます。ここでは出された計画の中身が省エネ基準に適合しているかどうか、適合性判定と呼んでおりますが、これをしていただき、ちゃんと基準に適合しているということであれば、適合判定通知書を出していただいて、これを受け取った建築主は、これを確認審査に持ち込んでいただく。そうするとこの通知書が来ていることも含めてチェックした上で確認済証がおりると、こういう流れになるわけでございます。

続きまして2ページでございますが、今申し上げました建築確認、それから適合性判定のところを若干詳しく書かせていただいた資料でございます。

省エネ性能確保計画の流れについてご説明申し上げますと、この黄色の部分でございますが、まず先ほど申し上げましたように省エネ性能確保計画を、計画書と、さらには平面図や機器表等の設計図書をつけて、省エネの計算書と一緒に、所管行政庁または登録省エネ判定機関にご提出をいただくこととなります。

受け取った所管行政庁、または登録省エネ判定機関におきましては、この図書を確認して、これがちゃんと基準に合っているものかどうかチェックしていただきます。それで基準に適合しているということであれば、適合判定通知書を交付していただき、それを建築確認をしている建築主事、または指定確認検査機関に持ち込んでいただくこととなります。

これを受け取った確認検査機関におきましては、左の下のほうで囲みで書いてございますが、まずその建物が省エネ基準適合義務の対象となる建物であるかどうか、先ほど申しました開放性の高い部分を除いて床面積で2,000㎡以上の建物であるかどうかを審査していただき、その上でちゃんとこの適合判定通知書が提出されているかどうか、さらには確認申請を行っている確認申請書にある建物とこの計画書が整合しているかどうかをご確認いただき、それで問題なければ確認済証を交付していただくという流れになってございます。

続きまして3ページでございますが、今度は建物ができ上がった後で、完了検査という手続がございます。この中でこの省エネ性能についてどのようにチェックをしていただくかということでございますが、まず工事が終わりましたら、完了検査の申請というのをこれまた建築主事、または指定確認検査機関にさせていただくこととなります。

このときには、工事の途中で計画の中身、例えば設備が変わることもあろうかと思いますが、そういった変更後の計画がちゃんと省エネ基準に適合していることを示す書類をお出しください。

て、最終的な設計図書をお出しいただくこととなります。それをもとに、これを受け取った建築主事や指定確認検査機関におきましては、その設計図書どおりにちゃんと建物がつくられているか、設計図書に示された省エネに関する建材や設備がちゃんと用いられているかということ、書類であったり、あるいは現場での目視であったりして確認をしていただく。それで問題がなければ検査済証を発行していただくと、このような流れになるわけでございます。

続きまして4ページでございますが、今申し上げました適合性判定、それから工事監理・完了検査という一連の手続の中におきまして、省エネに関します建材や設備の仕様、さらにはその品質や性能をどのように確認していくかをまとめたものでございます。

上の囲みでございますように、省エネ適合性判定に必要な設計図書におきまして、それぞれ省エネ基準に関連いたします設備・建材等の仕様を明示していただく必要がございますし、さらにはそれを工事監理・完了検査の場面においても、図書に示されたとおりに工事が行われているかどうかを確認・検査をしていただくという流れになるわけでございます。

下に表がございますが、まず一番上の行をご覧くださいますと、建材や設備につきまして、所定の試験方法に基づいて測定された性能の値、あるいは製品規格に基づく値があるかと思しますので、まずこういったものを用いて計算プログラムを回していただき、省エネ性能をチェックしていただく場合がございます。

計算プログラムに入力されるこのような数値につきまして、それをまず設計図書においてもきちんと明示しておいていただく必要がございます。性能値とそれを出すための試験方法を明示するか、あるいは製品規格があるものは規格自体を明示していただくこともあろうかと思えます。

このように設計図書とプログラムに入力した値がちゃんと対照できるようにしていただいた上で、次に、建築士の方が工事監理をされるわけでございますが、その工事監理の場面におきましては、例えば建材や設備の納入仕様書などを確認することによりまして、設計図書に明示された性能や規格の建材・設備がきちんとそこに設置されているかをご確認いただけます。

さらに建材や設備がちゃんとした性能や品質を持つものか確認する上で、性能証明書類と呼んでおりますが、第三者認証を受けたものか、あるいは自己適合宣言をしたものがちゃんとあるかどうかをご確認いただくことになってまいります。このときに工事監理報告書というものをおつくりいただくことをお願いしているところでございます。省エネ用のひな形をご用意させていただきましたので、今、周知をしているところでございます。

次に、建築主事や指定確認検査機関が完了検査を行うときでございますが、まず建築士による工事監理がちゃんと行われたかどうかを、工事監理報告書の中身をチェックいただくことで確認をしていただくこととなります。その上で、必要に応じまして幾つか性能証明書類などをご確認

いただくこともあろうかと存じます。

あと、下に2行ほど書いてございますが、今申し上げましたのが性能の数値でありますとか、規格の数値がわかっていて、それをプログラムに入力する場合がございますが、次の2行目は、こういった数値が必ずしも明確でないような場合、そういった場合にはまずプログラムでの計算上はそのカテゴリーの建材や設備の中で最も性能の低いものということで計算をしていただくこととなります。

この場合の設計図書におきましては、プログラムで入力した仕様のみを記載いただき、さらに工事監理や完了検査におきましてもその仕様の建材・設備が設置されているかどうかをご確認いただくことになってまいります。

一番下の行でございますが、まだ試験方法などが必ずしも確立していないもの、測定方法がまだ決まっていないようなものの中にはあるかもわかりません。そのような建材がもし使われて、その適合性判定を行う必要がある場合には、これは誰かがその性能をチェックする必要があるがございますので、登録省エネ評価機関と呼んでおります、大臣認定などを行っていただく機関として今後、登録を進めさせていただきますが、そこにおきまして任意の評定を行っていただきまして、そこでちゃんとした性能があるものかどうかというのを見ていただいて、評定書を発行していただき、それに基づいて工事監理や完了検査をやっていただくという流れを考えているところでございます。

続きまして5ページでございますが、今申し上げましたように、省エネに関します建材や設備につきまして、その品質や性能をちゃんと確認するというプロセスが大事になってくるわけでございます、その性能確認書類などをいろんな関係者が容易に見ることができることが大変重要になってまいります。

そこで今、準備を進めておりますのは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページにおきまして、「温熱・省エネ設備機器等ポータル」を用意いたしまして、そこに各建材メーカーさん、設備メーカーさんのそれぞれホームページにリンクができるようにしておき、そこから建材や設備ごとに順にたどっていけば各社のホームページの所定の場所にたどり着いて、そこにはそれぞれの建材や設備の性能をきっちり明示しておいていただき、さらには先ほど申しました性能確認書類などもそこに掲示しておいていただいて、そこからこういった書類も確認できるというふうにさせていただければ、今後、工事監理や完了検査の場面においても非常に有用ではないかと考えておりますので、このような取り組みを呼びかけてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして6ページになりますが、今年のこの会議の場でもご議論のありました標準入力法と、

それからモデル建物法についてでございます。

上の囲みでございますように、まず標準入力法につきまして、これはモデル建物法に比べまして計算に際して入力いただく項目というのは当然多くなってまいります。従いまして、より精緻に省エネ性能を評価していただくことはもちろん可能なわけでございますが、一方で適合性判定の手續ということに関しますと、やはり色々と負担は生じるということでございます。

まず計算するときの入力項目が多くなることに加えまして、1)、2)と2つ書いてございますが、入力した項目につきましては、先ほど申しましたように設計図書に記載していただく必要がございますので、図書に記載する事項も増えてまいります。また、図書に記載いただいた事項につきましては、工事監理や完了検査において、それを確認検査する必要も生じてまいります。

例えばということで例を書いてございますが、外皮性能について見てみますと、モデル建物法であれば断熱材の仕様のみを確認すればいいわけでございますが、これが標準入力法となると外壁の構成要素、それぞれの要素について仕様を確認していくことになるわけでございます。

そこで下のほうの図にも書いてございます。昨年のご議論でもありましたが、なるべくは標準入力法を用いていただき、正確に省エネ計算をしていただき、特にBELSなど性能を評価して、高い省エネ性能をアピールしていこうというケースにおいては、この標準入力法を用いて詳細に計算をしていただくということが有用かと思えます。また、省エネ対策をどのようにしていこうかということをご検討いただく際にも、こういう詳細なものが必要になってこようかと思われるわけですが、一方で適合性判定という手續について着目してみますと、やはり色々と負担は大きくなるということもありますので、図の中ほどにも書いてございますように、この標準入力法の入力シートを入力していただきますと、そこからモデル建物法の入力シートが自動的に生成できることを可能にするということを考えてございます。

そうすると、改めてモデル建物法で入力し直すという必要もございませんし、標準入力法を用いて性能の検討とか、あるいはBELSの申請などを行っていただきつつ、適合性判定という場面においてはモデル建物法を用いていただいて、適合性判定をし、さらには工事監理や完了検査を行っていただくという使い方も可能になってくるかと思えますので、プログラム上このような措置をするように、準備を進めているところでございます。

続きまして7ページでございますが、既存建築物の増改築時の取り扱いについてでございます。

既存建築物の増改築の場面におきまして、先ほどどういったものを基準適合義務の対象にするかということをお申し上げました。基準適合義務の対象になりますと、当然、建物全体の省エネ性能を見るということになりますので、既存部分、今回、増改築で特に触れなかった部分の省エネの性能をどのように考えるかということが問題になってまいります。

まず資料に①と書いてございますが、大規模な増改築が想定されるような既存建築物におきましては、その大半のものはBEIは1.2以下におさまっている状況と考えられるのではないかとということでございます。

その下にございますが、昨年度、当方で行いました省エネ改修に対する補助事業について、改修前の建物のBEIがどの程度のレベルにあったかを推定してみましたところ、1.2を超えるようなものは全体の3%ということで、全体から見れば極めて限られているのではないかとということでございます。

それと、実際に大規模な増改築が想定されます用途といたしましては、病院、学校、事務所が考えられるわけでございますが、こういったものについて、BEIで1.2を超える具体的な仕様がどのようなものかということ、例えば表にあるような仕様が考えられるわけでございますが、このような仕様の建物を今後、増改築するようなことであるかどうかということについて、事業者の方のご意見を伺ったところ、なかなかそういうケースは想定しにくいんじゃないかというご意見を頂戴しているところでございます。

次に②にございますが、こういった状況のもとで、仮に全ての増改築案件につきまして既存部分のBEIを求めてくださいと申し上げるのは、少し過大な負担になるのではないかと考えておりまして、その下にございますように、規制対象となりますと、省エネ計画の作成時におきまして、既存部分の建材・設備の仕様をきっちり精査をしていただく必要が生じてまいります。

その上で、特に適合義務の対象になりますと、完了検査の場面におきましても、既存部分の建材・設備として、そこで言われている仕様が本当にそのとおりなのかを確認させていただく必要も生じてまいりますので、かなり大きな負担なのかなと考えているところでございます。

従いまして、次の8ページになりますが、既存建築物の増改築におきましては、次のような運用をさせていただこうと考えているところでございまして、まず①といたしまして、既存部分のBEIにつきましては、当分の間はデフォルト値として1.2と設定しても構わないことにしたいと考えてございます。もちろん仕様を精査していただいて、もっといい性能であるということであればそれを使っただくことも当然構わないわけでございますが、仕様の精査をしなくとも、デフォルトで1.2と設定していただいてもいいんじゃないかと考えております。

その上で、②でございますが、建物全体のBEIにつきましては、これは既存部分のBEIと増改築部分のBEIを面積按分して計算することとしてはどうだろうかということでございます。

その下に式がございまして、このように既存部分は1.2と置き、増改築部分は新しくつくられるわけですので、きっちりBEIを算定していただき、それぞれを面積で按分して足し合わせるというものでございます。

そういたしますと、資料の下の部分でございますが、そもそも既存建築物の省エネ基準は、建築物全体でBEIが1.1以下とさせていただいておりました。その上で、適合義務の対象となるものは、先ほど政令のところでも申し上げましたように、増改築後の床面積に対して、増改築部分が1/2を超えるものですので、既存部分と増改築部分を比べますと、常に増改築部分のほうが大きくなるわけでございます。

それでその下の図でございますように、既存部分と増改築部分を比べますと、常に増改築部分のほうが大きくなり、かつ既存部分はデフォルトでBEIを1.2と置いていい。それで建物全体につきましては、BEIで1.1以下と考えてございますので、結果といたしまして、増改築部分のBEIが1.0以下ということが確認できれば、この建物全体でBEI1.1以下になるということになります。

従いまして、適合性判定義務の対象となる増改築につきましては、増改築部分について、新築並みの省エネ性能を持つようにしていただく。つまりBEIを1.0以下にしていただくということをやっていた上で、実際にそうなっていることを適合性判定や、さらには完了検査などを通じて確認することができれば、この建物全体で所定の基準を満たしていることにもなっておりますので、当面このような運用をしてみたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(議長) ありがとうございます。

事務局の〇〇さんがお見えになりましたけど、ご挨拶されますか、今。

じゃ、お願いいたします。

(事務局) 議論の途中で申し訳ございません。事務局の〇〇でございます。平素から大変お世話になっております。

さて、すでにご承知のとおり、エネルギー政策におきまして、省エネはたいへん大きな役割を期待されております。経産省といたしましても、昨年公表いたしましたエネルギーミックスの目標を達成するにあたって、省エネが何よりも前提となっております。

省エネ量の内訳をみましても、業務部門、あるいは家庭部門の一層の努力が重要です。その中でも建築物の省エネは大きな貢献が必要な状況であると思っております。そういう意味で本日のテーマとなっておりますこの建築物省エネ法、あるいはその実行に向けての具体的な議論、これは非常に重要だと思っております。

来年4月からは、そのファーストステップとして2,000㎡以上の非住宅建築物について省エネ基準への適合義務化がスタートするわけですが、本日のワーキンググループでは、これに向けた具体的な議論をさせていただいていると承知しております。皆様のご議論を踏まえまして、着実に

執行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(議長) ありがとうございます。

それではこの議題ですけれども、資料5と6でございますけれども、結構、内容盛りだくさんのご報告でございます。結構、質疑があるのではないかと思います。例によって名札を立てていただくということにいたしましょうか。ご質問、ご意見、コメントあります方、どうぞ名札を立ててください。

じゃ、早速、〇〇先生から上がりました。どうぞお願いします。

(〇〇委員) 丁寧なご説明ありがとうございます。3点ほど質問とコメントがあります。まず参考資料2の④の中段のところですが、「ただし、性能向上計画認定等を受けたことにより適合判定通知書の交付を受けたとみなされる場合等は」という、この部分をもうちょっと詳しく説明していただけるとありがたいです。

2番目に、今回、省エネ適合が義務化されて、同時に省エネ性能評価が行えるようになるんですけれども、そこで単に終わってしまうとその性能が市場で評価されない。できれば、会場の後ろに義務化のポスターが張ってありますが、この横に義務化基準を達成したもの、さらに進んだものはラベルをとって、そういうものが見えるように、顕在化するようにぜひ皆さんに周知していただければと思います。

3番目は、先ほど標準入力法が2月からモデル建物法に入れかわるようなものをつくっていただいて大変よいと思うんですが、要望として、プログラムのバージョンが変わるたびにエクセルシートが変わって、学生とかと入力していると大変だといっています。10年経って、このシートが宝の山のようなになるので、10年前のものがバージョンが上がったプログラムでも何かコンバージョンするとか、バージョンが上がっていても動くような手はずをとっていただけると有り難いです。コミショニングとか、将来既存ビルを改修する時に新しい計算プログラムで計算するとどのように性能が向上できるのかなどと、そういうのがわかるのではないかと思います。

3点でございます。以上です。

(議長) どうでしょうか、一つ一つお伺いしますか。はい、じゃ、お願いします。

(事務局) まず1点目のご質問でございますが、参考資料2の1.(1)④のところの性能向上計画認定等でございますが、これ例えば低炭素認定とか、現行の省エネ基準よりもより高いレベルの基準をクリアしているということを確認するようなプロセスを示しているところでございます。

それから2点目の性能の表示につきましては、今回、最後のほうにBELSの資料を1枚挟ませていただきました。このように表示につきましても実績が伸びているところでございます。す

みません、ちょっと今日持つてくるのを忘れたんですが、このBELSについてもポスターをつくって、これをあちこちに張らせていただくことで普及を図っているところでございます。

それから最後のプログラムのお話でございますが、これにつきましてはバージョンが新しくなると、入力項目が増えていくようなケースもございますので、単純にそのまま使うということは必ずしもできない場合もあるかと思いますが、例えば従来のデータをコピーして張りつけて、足りない部分は補足して入れていただくとか、そのような工夫は可能かと思いますが、そこは引き続きプログラム内で工夫をさせていただくなりして、やり方を周知させていただくということをしてまいりたいと考えております。

(議長) よろしいですか。いいですか。

じゃ、そちらの〇〇委員から順番に次の質疑をお願いします。

(〇〇委員) 〇〇でございます。11月から詳細説明会も始めていただいております。申請者側も届け出、それから工事監理、現場検査、具体的な内容の理解が進んできていると思っております。設計者、工事監理者、それから施工者までを含めて4月1日から円滑に運用されていくのかどうかというところが、初めてのことでございますので、少し不安なところがございます。その上でお話をさせていただきたいのですが、確認申請や、工事監理書の様式ですとか、あるいは変更申請等を、やりとりをするときに関係機関さんと事前協議をやらせていただくことが円滑に運用する一つの基礎になるというふうを考えておまして、そういったことを機関さんのほうに国交省さんのほうからもご周知いただけるとありがたいと思っております。

それからもう一つですが、完了検査のときに、「現場検査の際に工事監理者が確認した書類を現場に備えつけておく」という説明がございました。これがどの程度のものになるのかということについて、私どもも少し検討を始めておりますが、全てを紙ベースで用意しますと相当なボリュームになると思われます。先ほどポータルサイトのお話もありましたが、そういったものを使わせていただいて、なるべく電子データ等ですぐに用意できるようなものを活用していくということが非常に大切ではないかと考えております。そのあたりもまた今後ご相談させていただけるとありがたいと思っている次第です。

以上です。

(議長) 何かご回答ございますか。

(事務局) 今お話ございましたように、まず関係者に周知徹底を図っていくということは非常に大切なことでございます。今まさに詳細説明会、全国150回、後ろにポスターを張らせていただいておりますが、全国150回やるということ、さらに業界紙等にも広告を出させていただいて、それ自身も周知を図らせていただいているところでございます。施行まで時間が限られております

ので、引き続き、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、審査する側にもきっちり情報提供していくということは重要でございますので、公共団体はもちろん、判定機関になられようとしているところに対しましても、運用の考え方など周知を図ってまいりたいと思っております。

それと、完了検査の場面におきまして必要となる資料を紙ベースでご用意いただくのは大変でございますので、先ほどご紹介しましたポータルサイトなりから容易にたどって行って、必要な書類を確認できるという体制をとってまいりたいと考えておりますので、関係します建材や設備の業界団体等を通じまして、各社さんそこから登録いただいて、そこから容易にたどっていけるようにという取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

(議長) ありがとうございます。

じゃ、続きまして〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 詳しく説明していただきまして理解が進みましてまことにありがとうございます。この適合判定の話を含めて省エネ建築を推進するということで大変よいことというふうに思っております。

一方で若干気になるような話もございまして、今までも省エネの届け出はなされていたわけですが、今回、適合性の判定というアクションが加わるということで、ある事業者さんからのお話によると、例えば省エネ計算をモデル建物法でも1.5カ月ぐらい、標準入力法で3カ月ぐらいかかることもあるということで、前倒ししていろんなことをやっていかないといけないと。設計者が前倒しでどんどん進めていかないと仕事が進まないということがありそうだということ。

それと、設計者だけではなくて、工事監理者も含めて、申請した後も施工中であるとか、完了検査のタイミングで、各フェーズで随時BEIの計算等いろんなことをしていかないといけないということがございます。

ということはやはり、大事なことなただけけれども、こういうことを言うと反発もあるかもしれませんが、設計費とか工事監理費とか、そういったことにも影響してくるということですので、何か業務費の適正化等も含めた業界全体での話をぜひ国が進めていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

(議長) 〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) すみませんが、同様なスタンスの意見です。私も〇〇先生がおっしゃったコストについてすごく気になっています。業界の中で適正化するということも大事だと思いますが、そもそも設計、施工中の監理など、それぞれにコストアップになると思いますし、その金額だけ

でなく、審査費用もアップすると思いますが。審査側にも手間がかかるということはコストがかかると思いますので、そのコストアップがどの程度になるかというのは把握しているのでしょうか。

それから、適合義務化になるということで、物の値段が上がりますという点は、社会的にも施主さんにも理解されやすいと思いますが、それに伴っているような手続のコストが上がりますというのは理解されにくいと思います。とくに設計費用も上がるんですなどという、何でということになりかねない。物がよくなるから物の値段が上がりますというのは、義務化ですから受け入れられたとして、設計費用、監理費用、審査費用それぞれが上がるんですというところは、なかなか理解されないのではないのでしょうか。

特にこれから先、戸建て住宅に義務化が移っていくと、同じことが起こると思うんですが、まずコストアップ全体が把握できているのかと、それについてできるだけ社会に周知していただきたい。

現在省エネの手続きに関わる人たちへの周知がよくやられているというのはわかったんですけど、肝心なのは、社会とか施主さんとかがこういうところでコストがかかるんですよというところまで理解していただいて、はじめて義務化が円滑に進むと思いますので、その辺のお考えを聞かせていただければと思います。

(議長) それじゃ、お願いします。

(事務局) ご指摘ございましたいろんな局面において少しずつコストが上がっていくということにつきまして、例えば適合性判定とかに要するコストということにつきましては、これはそれぞれの機関なり行政庁で決めますので、これは比較的容易に把握できるわけですが、いろんな設計や検査の場面において付加されていく分というのは、まだ現時点では何とも把握しかねておりますので、これは引き続き検討させていただきます。

それと周知につきまして、今はまず申請していただく方、それから審査をしていただく方、そういう直接かかわる方につきまして来年の4月から円滑に動くように周知に力を入れておりますが、ご指摘のとおり、例えば、施主の方、その他の建物を使われる方、広く社会一般についての普及が大事だということもそのとおりですので、引き続き、こういった省エネの取り組みが始まっていることと、その重要性や中身についての周知に努めてまいりたいと考えてございます。

(議長) ほかに。

〇〇先生から上がりました。お願いします。

(〇〇座長) 2つございます。1つは資料5の6ページのところです。非住宅建築物の増改築

の届け出、あるいは適合義務があるかどうかの判断において、増改築の定義として建築基準法による現行の増改築の考え方をを用いるとお聞きしているのですが、そうすると改築のときに主要構造部をいじらない場合、設備だけの大改修の場合、設備の場合は20年とか30年で大改修というのがよく行われますが、その場合は適合あるいは届出義務がないということになってしまいますが、それで良いでしょうか。

大きなビルで熱源なんかを大幅に変えるようなときは、この適合義務まではなくても、せめて届け出はしていただいたほうがいいのではないのでしょうか。今後、2030年までに業務部門はCO₂レベルでいうと40%の削減という話がありますので、既存建物の扱いがすごく重要になってくる。

今後の既存建築物に対する政策を考えるときに、改修状況をつかむという意味で、せめて届出ぐらいはしていただくのが良いのではないかと。できれば設備だけの大改修も対象にしてしまえば一番いいと思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それからもう一つ、先ほど資料6のほうで〇〇委員からもありましたが、4ページのこの運用というのはすごく重要な話だと思います。社会的なコストがどれぐらいかかるかと、先ほど〇〇委員からありましたように、コストあるいはフィーに影響するので、実際の運用でどう行われるかが重要だと思います。

そういった意味で説明会というのも重要ですが、解説書を充実し、できれば、小規模な建物の場合、中規模の建物の場合など、具体的な事例で、設計図のつくり方や書類の作成方法を示したり、現場での確認内容はこれこれとか、完了報告書はこういうふうを書くといったような詳細な説明書類を準備しておく必要があるのではないかと。

例えばこの4ページの設計図書で明示する内容で、記載例としてグラスウール断熱材50mmと書いてありますが、断熱材も密度によって性能が違いますので、単に厚さだけではなく密度も書くというふうなことが書かれた解説書をぜひ4月までにつくっていただきたいと思います。

(議長) じゃ、お願いします。

(事務局) まず最初のご指摘でございますが、今般、基準適合義務ということで、その基準を満たさないと建てさせない、工事をさせないという極めて厳しい規制を課すという中で、そういった規制の対象となるものは新築と、新築に準ずるような大規模な増築とか改築の場合に限らせていただいたわけでございます。

しかしながら、おっしゃるように大規模な設備の更新であっても、相当、省エネ性能に与える影響はあるわけございまして、そういったものをどう考えるか。既存の建築物の省エネ性能の向上についてどう取り組んでいくかということにつきましては、また継続的な課題ということで

引き続き検討させていただければと考えてございます。

それから2点目のご指摘でございます。今、委員の後ろに張っております150回の詳細説明会でございますが、全部の資料を合わせるとこれぐらいの厚さになるものでして、これには適判・届出のマニュアル、設計図書の記載例、工事監理のマニュアル、それぞれ具体例を実際の図面などに落としながら解説をさせていただいているところでございます。これでもって全国で説明させていただいております。

とはいえ、また使っていく中でいろんなご指摘もあろうかと思っておりますので、そういったものも反映しながら、引き続きバージョンアップとか、さらに使いやすいものにするという工夫は必要かと思っておりますが、このような周知にも努めてまいりたいと考えております。

それとあとはグラスウールなどの記載方法につきまして、これもいろんな記載の仕方がございますが、例えばおっしゃるようにグラスウール断熱材で10K相当とか、そのように書くということも例で示しておりますので、そのあたりも含めて今後、説明会などを通じて周知を図ってまいりたいと考えてございます。

(議長) ありがとうございます。

ほかございませんか。何かそちらのほうから上がりませんでしたっけ。

(〇〇オブザーバー) 同じ質問でした。

(議長) ああ、そうですか、はい。

④その他

(議長) ほかにございませんか。なければ、また連続になっちゃいますけど、事務局側から何かご発言があれば、どうぞお願いいたします。

(事務局) 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。まず御礼を申し上げたいと思います。

昨年の8月から議論を再開いたしまして、基準の審議については4回目ということになります。去年の8月にやはり経産省の会議室、あちら側の会議室だったと思っておりますけど、物凄く暑かった覚えがございます。また、締めの本日の委員会がこのような急に寒くなってきた時期に開かれるというのは何かの縁かなというふうに思いますけれども、色々ご意見いただきましたことも踏まえまして、残された時間、実はわずかでございます。4月から規制を導入すると一口に言えば簡単なんですけれども、先ほど事務局のほうからお話ししましたように、こういう場合はどうなんだ、この手続はどうするんだ、どう証明するんだというようなことを一つずつ詰めてまいりますと、これはかなり膨大な検討を必要といたします。また、それについて結論を出して調整をし

た上で、評価をする評価機関の方々の実務、それから公共団体の皆様方の実務、それから申請する側、建てる側のさまざまな業界のご意見も踏まえまして、ようやくここまで来たと、こういうことでございます。

しかも、そもそも法律の趣旨を全うするためにしなければいけないわけで、めったやたらに緩過ぎるとか、きつ過ぎるということがあってはいけませんので、その辺のバランスをとりながらこれまで検討させていただいたということでございます。

先ほども先生方からお話がありましたように、まず2,000㎡以上の非住宅の建物について規制を導入する。これは国内で初めてこういった規制を導入するわけございまして、まずこの一歩をしっかり固めていくというのが非常に大事だというふうに思います。

確かにさまざまな検討にもコストがかかりますし、審査する側のコストというのがかかりますので、その部分で今までよりも安価になるということはあり得ないわけでございます。そうしたことも含めた全体の手間暇、コストアップというようなことも含めたご理解を得なければいけないというふうに思います。

まず、この制度を着実に実施するというをなくして、次の展望は開いてこないというふうに思っておりますので、今後もいろんなご意見を聞かせていただいて、この制度がちゃんとランディングする、安定軌道に乗るまでご指導いただきたいというふうに思っております。

事務局からも何遍もご説明しましたように、制度の説明会、これは申請者向けの説明会というのを172回、大体5万人の方が受講されておられます。申請者向けの説明会、これが47回やりまして、1万3,000人ぐらいの方が受講されています。そのほか、中小工務店向けの講習会というのを別途やっております、大体5万人ぐらいの方が1,500回の講習会に参加しておられると。そのほか工事監理などの説明会、これはメーカーさん向けですとか設計者向けの説明会というのを別途しております。

後ろのほうにポスターが張ってございますけれども、この義務化を周知するためのポスターを3,500枚配布予定でございます。行政庁、あるいは業界団体などに張っていただく、eマークとBELSを紹介するポスターというのやはりつくっております、これは既に配布を始めております。そのほかパンフレットを40万部、それからDVDを実は作成しております、これも1,500枚ほど行政庁などを通じまして配布予定ということでございます。

今日お手元の資料の最後のほうに、資料番号が打っていないんですけども、3枚色刷りのA4の資料がございます。大規模建築物の義務化が始まりますというのはポスターと同じデザインのもので、これはチラシタイプのものもあります。それからBELSとeマークの発行状況といますか、認定状況でございます。eマークのほうはまだまだ数が少のうございますけれども、BE

LSにつきましては既に5,883件のBELSの評価の実績があるということで、実は今年度に入りました5,000件ぐらいもう既に出てきていると。かなり実は多いんですね。これは一部補助金を出すための要件にするとか、色んなことでインセンティブ措置と合わせてこういったBELSの普及を図っているということから、私どもも予想外の伸びを示しております。それから色々な場面での広報ということで、業界紙、ホームページ等々色々なところで露出度を高める工夫をさせていただきます。

最後に、「Weekly Japan」というのがありまして、これはFM東京に毎週土曜日の朝ですかね、政府広報の番組枠がございまして、ここにありますような全国のFM局をネットして、時間は少し違うんですけども、放送しています。これにたまたま私どもの順番が回ってまいりまして、明日この放送がなされます。元AKBの秋元さんと、何と私が出ますので、お時間あればお聞きいただければ。そのようなことも含めて今、周知に努めているところでございます。

どんなに周知しても、わからない、どうしたらいいのかというようなご質問も出てこようかと思えます。出てくるのは当然でございますので、私どものほうでもそれは誠意をもって対応したいと思えますし、また全体の相談窓口、これは今JSBCのほうに設けておりますが、来年度以降IBCの協力も得て、そちらのほうでしっかりと、気軽にこの建築物省エネ法について相談できる窓口というのを設けましてご要望に応じていきたいと思っております。このようにあの手この手でやっておりますので、ぜひとも応援をお願いしたいと思えます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 閉会

(議長) ありがとうございます。

以上で今日の審議は終了ということになりますけれども、大変熱心なご審議ありがとうございました。4月から省エネ基準義務化という本当に新しいステージに入りますので、皆様方よろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして第9回合同会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

——了——